

長崎県公立大学法人債権管理規程

〔平成17年4月1日
規程第24号〕

改正 平成20年4月1日規程第39号
改正 平成24年3月9日規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人会計規則（平成17年規則第7号。以下「会計規則」という。）及び別に定めるもののほか、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の債権の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって債権管理の適正な取扱いを期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。
- (2) 債権の管理に関する事務 法人の業務によって生じる債権の管理に関する事務をいう。
- (3) 一般債権 経済状態等に重大な問題が生じていない債務者に対する債権であり、貸倒懸念債権及び破産更生債権等以外の債権をいう。
- (4) 貸倒懸念債権 経営破綻等の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている又は生じる可能性が高い債務者に対する債権をいう。
- (5) 破産更生債権等 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。

(債権管理事務)

第3条 債権の管理に関する事務は、会計規則第6条に規定する会計責任者が総括する。

(債権の管理)

第4条 法人に帰属する債権が発生したときは、法人、長崎県立大学及びシーボルト校の事務局長は、会計責任者に通知しなければならない。ただし、発生と同時に収納により消滅する債権については、この限りでない。

2 会計責任者は、債権発生のお知らせを受けたときは、債権の内容を確認し、管理しなければならない。

一部改正 [平成20年規程第39号]

(請求)

第5条 会計責任者は、管理する債権のうち履行期限が到来するものについては、速やかに納付すべき金額、納付期限、納付場所、納付方法等を記した請求書により、債務者に債務の履行を請求しなければならない。

(債権の消滅)

第6条 会計責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、その債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(未収金の管理)

第7条 会計責任者は、未収金について、必要に応じ債務者と当該債務者に係る債権残高を照合し、その結果差異が生じた場合には、法人所定の差異報告書を作成しなければならない。

2 会計責任者は、発生した差異について調査を行い、原因と対応策を理事長に速やかに報告しなければならない。

- 3 会計責任者は、毎月、納付期限を経過した債権の調査を行うものとする。
- 4 会計責任者は、半期毎に、未収金の内容及び今後の回収計画について、理事長に報告するものとする。

(督促)

- 第8条 会計責任者は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 督促は、督促状発行の日から20日以内の期限を指定した督促状によって行なわなければならない。
 - 3 督促状の発行は、原則として履行期限経過後20日以内に行なう。

(強制履行等)

- 第9条 会計責任者は、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
- (1) 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
 - (2) 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
 - (3) 上記に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

- 第10条 会計責任者は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、履行期限を延長することができる場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の保全手続)

- 第11条 会計責任者は、債務者の債務の履行が困難と認められる場合には、法人が債権者として、配当の要求その他債権の申出をするとともに、必要に応じて、当該債務者について速やかに次の手続を行わなければならない。
- (1) 債務者の財産の保全手続
 - (2) 未収入金残高の確認
 - (3) 未払金残高の調査
 - (4) 相殺手続

- 第12条 前条第1号の債務者の財産の保全手続は、下記のとおりとする。

- (1) 担保の提供又は必要に応じ増担保の提供又は担保の変更を求めること。
- (2) 保証人の保証を求め、又は必要に応じて保証人の変更を求めること。
- (3) 担保権の設定について、登記、登録、その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとること。
- (4) 仮差押え又は仮処分の手続をとること。
- (5) 法令の規定により法人が債権者として債務者に属する権利を行なうことができるときは、債務者に代位して当該権利を行なうこと。
- (6) 債務者が法人の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令の規定により法人が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときは、その取消しを請求すること。
- (7) 債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要

な措置をとること。

第13条 第11条の債務の履行が困難と認められる場合は、次のとおりとする。

- (1) 債務者が強制執行を受けたとき。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったとき。
- (4) 債務者が破産の宣告を受けたとき。
- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったとき。
- (6) 債務者である法人が解散したとき。
- (7) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (8) 第4号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産についての精算が開始されたとき。

(徴収停止)

第14条 会計責任者は、理事長の承認を得て、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、下記に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の延長等)

第15条 会計責任者は、理事長の承認を得て、下記に該当する場合においては、その履行期限の延長をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 2 会計責任者は、理事長の承認を得て、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権は、徴収すべきものとする。

(債権の放棄等)

第16条 会計責任者は、債権の回収の可能性がないと判断された場合は、理事長の承認を得たうえで、当該債権を放棄しなければならない。

- 2 債権の回収の可能性がないと判断された場合とは、債務者及び保証人について次の事由が生じた場合とする。
- (1) 債務の履行期限到来後5年(法令の定めるところにより当該債権の消滅時効が5年より短いときは、その年数)を経過したとき。
 - (2) 強制執行その他債権の取立てに要する費用が、当該債権の金額より高額であると認められるとき。
 - (3) 強制執行後、なお回収不能の残額があるとき。
 - (4) 債務者が、破産免責によりその債務を免れたとき。
 - (5) その他債権の取立てが著しく困難であると理事長が認めたとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、口座への振込により収納した収納金のうち、千円未満の不足

額については、会計責任者の判断により債権を放棄することができる。

- 4 会計責任者は、債権放棄をした場合は、債権残高の償却処理を行わなければならない。
- 5 会計責任者は、債権残高の償却処理をした債権がその後において取立てが可能と判断されるときは、債務者に対して納入の請求を行わなければならない。

一部改正 [平成 24 年規程第 7 号]

(貸倒引当金等)

- 第 17 条 会計責任者は、債権の回収に関する可能性を検討し、その回収が不能と見込まれる場合は、その見込額を合理的に見積り、貸倒引当金又は徴収不能引当金を設定しなければならない。
- 2 回収不能の見込額は、債権を債務者の経済状態等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の 3 つに区分し、各区分ごとに貸倒見積高として算定する。

(一般債権の評価)

- 第 18 条 一般債権については、同種の債権ごとに、過去の貸倒実績率により貸倒見積高を算定する。
- 2 貸倒実績率は、その実績率を算定しようとする対象事業年度における貸倒損失の合計額を分子とし、その前事業年度末における債権残高を分母として算定する。
 - 3 決算期末に保有する債権について適用する貸倒実績率の算定に当たっては、当該事業年度を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の 3 年間の貸倒実績率の平均値による。

(貸倒懸念債権の評価)

- 第 19 条 貸倒懸念債権については、担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の経済状態等を考慮して貸倒見積高を算定する。
- 2 債務者の経済状態等に関する判断に資する資料の入手が困難な場合は、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の一定率を引き当て、次年度以降において、毎期見直すこととする。
 - 3 担保の処分見込額を算定するに当たっては、合理的に算定した時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮する。
 - 4 保証による回収見込額を算定するに当たっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、保証意思の確認、法人にあっては保証契約等、保証履行の確実性について検討する。

(破産更生債権等の評価)

- 第 20 条 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。
- 2 清算配当等により回収が可能と認められる金額は、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額と同様に債権額から減額することができる。
 - 3 担保及び保証の取扱いについては、前条第 3 項及び第 4 項の規定に準ずる。

(延滞金)

- 第 21 条 債務者の責に帰すべき事由により、約定した支払期日を経過して代価の支払がなされない場合は、その債権残高に対し年 5 % の割合で計算した金額を延滞金として、その期日の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りで計算した額を債務者に請求するものとする。
- 2 前項の規定により計算した延滞金の額が千円未満であるときは、債務者にその請求を行わないものとする。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、授業料債権については、延滞金を徴収しないものとする。

(相殺)

第 22 条 法人との関係において、債権者と債務者が同一人の場合には、次に掲げる場合に限り、理事長の承認を得て、債権と債務を相殺することができる。なお、この場合の相殺後の債権又は債務の残余については、この規程に基づき請求又は支払の手続を行うものとする。

- (1) 長崎県立大学附属図書館の文献複写等料金について、国立情報学研究所との相殺を行う場合
- (2) 法人の職員に対する給与の支払と返還金を相殺する場合
- (3) その他理事長が必要と認めた場合

一部改正 [平成 20 年規程第 39 号]

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日規程第 39 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 9 日規程第 7 号)

この規程は、平成 24 年 3 月 9 日から施行する。